

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和6年11月)

11月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所在地	営業所名	営業所在地	処分年月日	処分の内容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	ヤマト運輸株式会社 (法人番号1010001092605) 代表者長尾裕	北海道東京都中央区銀座2丁目16番10号	紋別営業所	北海道紋別市渚滑町2丁目8-12	R6.11.6	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	令和6年10月3日、第一当事者と推定される死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)	0	0
2	有限会社丸翔運輸(法人番号6462502000946) 代表者飯山弘恵	北海道標津郡中標津町東13条北5丁目1番地	本社営業所	北海道標津郡中標津町字俵橋14線36番地43	R6.11.18	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	令和6年10月24日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点検整備記録簿等の記載義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)	0	0
3	北栄運輸株式会社(法人番号8430001033642) 代表者木原雅史	北海道北広島市共栄町1丁目13番地5	恵庭営業所	北海道恵庭市戸磯603-5	R6.11.22	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3 他3件	令和6年3月12日及び令和6年4月18日、車輪脱落事故を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)ホイールホルトの折損、ホイールナットの脱落等に起因する車輪脱落事故が発生させたこと(安全規則第3条の3)(3)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)、(4)事故の届出義務違反(貨物自動車運送事業法第24条)	3	3
4	友和運輸株式会社(法人番号9430001033690) 代表者坂谷内?	北海道北海道夕張郡長沼町5933番地1	本社営業所	北海道北海道夕張郡長沼町5933番地1	R6.11.22	輸送施設の使用停止(180日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条 他4件	令和6年5月28日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)疾病・疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)整備管理者に対する権限付与義務違反(安全規則第3条の2)、(3)定期点検整備の実施義務違反(安全規則第3条の3)、(4)乗務等の記録の改ざん・不実記載(安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録の改ざん・不実記載(安全規則第9条)	18	18
5	小樽建設産業有限公司(法人番号9430002053936) 代表者兵藤公雄	北海道小樽市幸2丁目14番1号	本社営業所	北海道小樽市幸2丁目14番1号	R6.11.22	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項 他3件	令和6年8月29日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)定期点検整備の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の3)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	1	1
6	株式会社道央通商旭川(法人番号2450001002097) 代表者成田征弥	北海道旭川市永山北1条9丁目25番地8	本社営業所	北海道旭川市永山北1条9丁目25番地8、25番地1、25番地2、27番地7	R6.11.22	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項 他4件	令和6年7月31日及び令和6年8月21日、公安委員会からの通知等を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務等の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第8条)、(2)事故の記録事項義務違反(安全規則第9条の2)、(3)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(4)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(5)事故の届出義務違反(貨物自動車運送事業法第24条)	2	2

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和6年11月)

11月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所	所在地	営業所名	営業所	所在地	処分年月日	処分の内容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
7	北海道輸送株式会社 (法人番号9450001002537) 代表者酒井司	北海道旭川市物流団地2条1丁目5番16号		下川営業所	北海道上川郡下川町共栄町72番地		R6.11.22	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	令和6年8月20日、車輪脱落事故を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落等に起因する車輪脱落事故を発生させたこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)	2	2
8	光サービス有限会社 (法人番号7430002060562) 代表者須藤光	北海道苫小牧市ウトナイ北5丁目3番35号		本社営業所	北海道苫小牧市ウトナイ北5丁目3番35号		R6.11.22	輸送施設の使用停止(120日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条 他11件	令和6年5月14日及び令和6年7月9日、車輪脱落事故等を端緒として監査を実施。12件の違反が認められた。(1)各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項)、(2)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)疾病・疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(4)整備管理者に対する権限付与義務違反(安全規則第3条の2)、(5)ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落等に起因する車輪脱落事故を発生させたこと(安全規則第3条の3)、(6)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の4)、(7)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(8)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(9)運行記録計による記録の改ざん・不実記載(安全規則第9条)、(10)事故の記録義務違反(安全規則第9条の2)、(11)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(12)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	12	12
9	樫野商事株式会社(法人番号6430001066025) 代表者樫野幸浩	北海道苫小牧市字沼ノ端255番地の20		本社営業所	北海道苫小牧市沼ノ端中央4丁目5-6		R6.11.22	事業許可の取消し	貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項 他12件	令和6年6月25日、令和6年7月9日及び令和6年7月31日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。13件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可義務違反[自動車車庫の位置及び収容能力](施行規則第2条第1項第4号)、(2)各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反(施行規則第6条第1項)、(3)休憩・睡眠施設の整備義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第3項)、(4)乗務時間等の基準の遵守義務違反(安全規則第3条第4項)、(5)疾病・疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(6)定期点検整備の実施義務違反(安全規則第3条の3)、(7)点検整備記録簿等の記録の改ざん・不実記載(安全規則第3条の3)、(8)点呼の記録の改ざん・不実記載(安全規則第7条第5項)、(9)乗務等の記録の改ざん・不実記載(安全規則第8条)、(10)事故の記録義務違反(安全規則第9条の2)、(11)運転者に対する指導監督の記録保存義務違反(安全規則第10条第1項)、(12)運行管理者の選任違反(安全規則第18条第1項)、(13)整備管理者の選任違反(道路運送車両法第50条)	92	92

